

令和5年第5回大町町議会（定例会）会議録（第2号）						
招集年月日	令和5年9月11日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開議	令和5年9月13日	午前9時30分	議長	諸石重信	
	延会	令和5年9月13日	午前11時07分	議長	諸石重信	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	諸石重信	○	5	山下淳也	○
	2	三根和之	○	6	早田康成	○
	3	北沢 聡	○	7	三谷英史	○
	4	江口正勝	○	8	藤瀬都子	○
会議録署名議員	6番	早田康成	7番	三谷英史		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	坂井清英	書記	古賀直		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉	副町長	内田学		
	会計管理者	井上精一	教育長	尾崎達也		
	総務課長	井原正博	総務課参事	副島徳二郎		
	企画政策課長	藤瀬善徳	生活環境課長	前山正生		
	町民課長	吉村秀彦	子育て・健康課長	森 ゆかり		
	福祉課長	宮崎貴浩	農林建設課長	高田匡樹		
	教育委員会事務局長	井手勝也				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和5年9月13日

日程第1 一般質問

1. ふるさと納税改定について (山下淳也議員)
2. 危険空き家について (山下淳也議員)
3. 移住促進をはかるため、各種支援情報の発信の強化につ
いて (北沢 聡議員)
4. 旧電車の旭町トンネルの安全性について (三谷英史議員)
5. 中学部活動の在り方について (三谷英史議員)

午前9時30分 開議

○議長（諸石重信君）

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和5年第5回大町町議会定例会2日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしく願いたします。

日程第1 一般質問

○議長（諸石重信君）

日程第1. これより一般質問を行います。

一般質問は、通告書により順次質問を許可いたします。5番山下議員。

○5番（山下淳也君）

皆様おはようございます。5番山下です。議長より登壇の許可をいただきましたので、これより一般質問に移らせていただきたいと思います。

今回、2つのことについて質問させていただきます。1つはふるさと納税改定について、そして、もう一つが危険空き家についての2点について質問させていただきます。

まず、ふるさと納税改定について質問させていただきます。

現在、大町町の財政においてふるさと納税による寄附は一つの大きな柱であります。重要な財源であり、まだまだこれから伸び代が期待できるものと考えております。しかし、去る6月27日、総務省からふるさと納税の時期指定に向けた見直しが発表されました。10月より、より厳しいルールへと変更、改定されます。

そこで、ルールの変更内容の御説明と、ルール変更に伴い考えられる影響と、その対応策をどのようにされるのか、お尋ねいたします。

また、ルール変更のたびに地元で作られる農産品、また加工品に限定されていく傾向がございますが、今後、ふるさと納税の寄附を拡大していくに当たり、新たな農産品、特産品の開発が必要と思いますが、町としてはどのようなお考えがあるのか、お聞かせください。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

それでは、お答えいたします。

まず、議員の御質問にお答えする前に、ふるさと納税により全国の多くの皆様に大町町を応援していただいていることにつきまして、この場を借りまして深くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

御質問の今年10月1日から適用されるふるさと納税制度の改正については、大きく地場産品の基準と募集に係る費用の2点となっております。

まず、1点目の地場産品についての改正です。

具体的には、これまで加工品については、その工程のうち主要な部分を区域内で行うこととされておりましたが、その取扱いが厳格化され、例えば、海外や県外産の牛肉を区域内で熟成させたものや、県外産の玄米を区域内で精米した米は返礼品として扱うことができないこととなりました。また、他地域とのセットの場合は区域内の製品が70%以上を占めることなど、返礼品の基準が厳格化されております。

次に、寄附の募集に要する費用についてです。

改正点として、従前は募集に係る経費として、返礼品の調達、寄附の募集関係の業務委託、返礼品を掲載するポータルサイト事業者へ支払う費用、ポータルサイトを利用した際の決済手数料及び送料の総額が50%以下とされておりました。今回の改正では、この経費に加え、寄附後の経費となるワンストップ特例や寄附受領証明書の発行に関する事務など、ふるさと

納税の募集に付随して生ずる費用を含め50%以下とすることが示されました。

今回の改正での影響についてですが、全国全ての自治体が統一された基準への変更であることに加え、以前から本町の返礼品については今回の基準改正に関係するような返礼品は取り扱っておらず、また、募集に係る費用についても、今後のポータルサイトの手数料の引上げなどを考慮した対策を行うこととしていることから、大きな影響はないと判断しているところ です。

また、地場産品、地元加工品の商品開発についてですが、新たな返礼品の企画や開発については業務委託を行っている事業者のほうで鋭意取り組んでおられます。

○議長（諸石重信君）

山下議員。

○5番（山下淳也君）

丁寧な説明をありがとうございました。

50%ということですが、今後、商品に対しての寄附額、返礼品に対しての寄附額が増えるということはないのでしょうか。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

ふるさと納税の増額等についてですが、大町町は割と1人当たりの単価は高いというふうなことも聞いております。そのことから、事業者のほうで今後についても鋭意努力されていくと考えております。

○議長（諸石重信君）

山下議員。

○5番（山下淳也君）

新たな農産品、加工品の開発という質問をさせていただきましたが、もっと具体的に町として、例えば、商工会、農協と組んで新しいものを作り出すというお考えのほうはあるのでしょうか。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

事業者と町と連携しながら、その辺りは商品開発のほうに努力していきたいと考えているところですよ。

○議長（諸石重信君）

山下議員。

○5番（山下淳也君）

ちょっと聞く話で、現在、中山間地を利用してブドウ等の作付を試みられている方もいらっしゃるということですが、その辺でいろいろ補助金制度など、行政のほうからの力添え等についての考え方というのはあるのでしょうか。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

これは議会のほうにも御報告をさせていただいたと思いますけれども、令和3年に中山間地を活用した特産品の開発という目的で、サウンディング型市場調査をしたところがございます。

これについては明日質問が出ておりますので、詳細にはお答えできませんけれども、もちろんそれが商品化できると、するという事になれば、商工会等ともお話をさせていただいて町の特産品として扱いたいというふうに思います。

○議長（諸石重信君）

山下議員。

○5番（山下淳也君）

ありがとうございました。

先日、全国のふるさと納税額みたいなものが出ておりましたけれども、佐賀県内に驚くほど寄附額が多い自治体もございます。我が町としてもまだまだ伸び代があるものだと考えられますので、様々な努力を試みていただき、このふるさと納税の寄附額を増やしていただくよう努力していただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（諸石重信君）

山下議員。

○5番（山下淳也君）

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

6月議会で危険空き家についての条例が改定され、危険空き家の解体費用と補助率が5分の4、上限200万円と、より充実したものとなりました。また、その情報を即座に各戸配布され、大変よかったと思っております。問合せのほうも多いと聞いております。

そこで、危険空き家の現状について3点ほど質問させていただきます。

1つ目に、危険空き家の戸数はどのくらいあるのか、2つ目に、所有者の把握はできているのか、そして3つ目に、町外の所有者への情報伝達はどのような方法を取られているのか、お尋ねいたします。

○議長（諸石重信君）

生活環境課長。

○生活環境課長（前山正生君）

ただいま山下議員から御質問された件につきまして、お答えします。

まず、危険空き家の戸数につきましては、現在町で把握している戸数は24戸あり、倒壊等により第三者に危害を与えるおそれのある空き家の戸数となります。

続いて、所有者調査の把握につきましては、危険家屋24戸のうち所有者等を把握している戸数は16戸、所有者等が把握できない戸数は8戸となっております。この8戸のうち、未登記で把握できない戸数が5戸、登記が複数あるため判断不可能戸数が3戸となっております。

町外所有者等への伝達手段につきましては、助言、指導の通知文書のほか、現況写真及び解体補助制度のチラシを送付して空き家の適正な管理の推進を図っております。所有者等の把握には固定資産税の所有者情報、登記情報や戸籍の確認作業が必要となり、所有者が分からない、相続人が多数存在する等のケースがあるため、把握には苦慮しているところです。現在、長期間放置されている空き家では相続登記がなされないまま放置されていることが多々あり、防犯上、景観上、衛生面、危険性等、大きな問題となっております。

基本的に、空き家の管理は所有者等が自らの責任により適正な管理に努めなければなりません。

町としましては、今後も引き続き町内の生活環境保全のため、空き家の適正管理の啓発を図り、また、第三者に危害を与えるおそれのある危険家屋を放置することなく、所有者自らの自発的な解体を促すため、解体補助の活用、促進を図っていきたいと思います。

○議長（諸石重信君）

山下議員。

○5番（山下淳也君）

今回の補正で予算が上げてありましたけれども、この危険空き家の解体、現時点で何件ほど申請がございましたでしょうか。

○議長（諸石重信君）

生活環境課長。

○生活環境課長（前山正生君）

全戸配布をした結果、相談に来られた件数が30件弱ありまして、そのうち解体を希望される件数は8件となっております。

○議長（諸石重信君）

山下議員。

○5番（山下淳也君）

所有者不明が8棟あるということで、3軒は登記がなされていますけれども、5軒の登記がなされていない部分についてはどのような措置がなされるかと考えられるでしょうか。

○議長（諸石重信君）

生活環境課長。

○生活環境課長（前山正生君）

山下議員からの質問にお答えします。

所有者が把握できない危険空き家につきましては経過観察を行っておりますが、空き家と土地の所有者が違う場合は所有者に相談をします。また、危険な空き家の倒壊により第三者に危害を及ぼす危険な状況が切迫しているときは、被害を避けるために緊急安全措置を講じております。

○議長（諸石重信君）

山下議員。

○5番（山下淳也君）

危険空き家が24棟ございます。景観的にも安全性にもかなり問題があると思いますので、なるだけ早くというのも難しいのかと思いますけれども、この所有者に対しての啓発、また促進等を今後とも頑張りたいと思います。

それでは、今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（諸石重信君）

続きまして、3番北沢議員。

○3番（北沢 聡君）

3番北沢聡です。議長より登壇の御許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

現在、町内への移住促進を図るために各種の支援情報発信の強化について質問をさせていただきます。

大町町もほかの市町と同じく人口減の状況にあります。何とかこの傾向に歯止めをかけるために、大町町においては定住支援政策として、他市町村よりの移住に1人につき100万円の支援制度があり、毎月一定の利用はされているようですが、もっと多くの方に利用いただき、人口減の歯止めになってほしいと考えます。

そこで、大町町への定住促進の政策をより多くの方に使っていただくために現在の各種支援情報の広報により力を入れてはどうかと考えます。

現在、ホームページ上では定住支援政策の告知などがされておりますが、移住先を特定されていない方や、あまりネットを見ない方などには周知がされないのじゃないかと思えます。より多くの方に情報発信を行うため、ラジオなどの放送媒体や雑誌などの紙媒体など、ネット以外の情報発信を広げてみてはどうかと思えます。

せっかくの人口減に対する政策も広く伝えなければ大きな効果も望めないと思えます。ぜひ検討していただき、広報について現在の町のお考えを伺いたいと思えます。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

北沢議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、定住促進の政策をより多くの方に使っていただくために各種支援情報の広報により力を入れてはどうかの御提案についてお答えいたします。

町では、今年3月に広報担当だけでなく職員一人一人が積極的に情報の受け手側の目線に立った効果的な情報発信として、大町町の情報発信におけるガイドラインを策定し、「広報おまち」、町公式ホームページ、町公式LINE、町公式インスタグラム、プレスリリース、防災行政無線、回覧や各戸配布などで情報の内容を踏まえ、その特性を生かした情報発信強化に努めているところです。

また、都市圏で行われる移住・定住の相談会でのチラシ、パンフレットの設置や、子育て情報誌に移住・定住施策の掲載、福岡県で行われております佐賀県内市町への移住を進める相談会にも参加し、大町町の移住・定住、子育て応援のまちとしての奨励金や支援制度が充実していることなど、魅力発信を行っております。また、加えて情報発信にはいろいろな方法があることから、いろいろな機会や媒体を活用しての広報を行ってまいります。

続いて、町ホームページで移住施策をお知らせしているが、大町町を移住先として最初から特定されている方以外には周知されていないのではないかとのお質問にお答えいたします。

基本的に、移住を考えておられる方々は県や市町村名ではなく、いろいろな検索キーワードを用いて自分の生活スタイルと市町村の住みやすさや支援策など、こういったものを比較し、条件に見合った移住先を決定されると思っております。また、直接、県名や市町村名を検索して県や市町村のホームページにアクセスすることに加え、他のホームページやパンフレットなどの様々な媒体を介して町のホームページにアクセスされる方もおられると思っております。このため、本町では公式ホームページだけではなく、全国的な移住サイト「JOIN（ジョイン）」をはじめ佐賀県の移住ポータルサイト「サガスマイル」などで県内20市町の移住や子育て支援に関する情報が提供されております。

また、大町町ホームページへ誘導する仕組みとして、先ほど申し上げましたパンフレット等によるPRに加え、大町駅ホームやふるさと館東側駐車場に設置しているPR看板には特大のQRコードをつけ、一人でも多くの方々が町のホームページ内の移住・定住や子育て支援、ふるさと納税などへのアクセスができる仕組みづくりを行っているところです。

情報伝達方法は日進月歩、日々進化、変化しております。引き続き移住・定住施策、子育て支援、そして、教育環境の充実を含めた大町ひじり学園の魅力発信などに向け努力していきたいと考えております。

最後に、ラジオを使って移住情報の発信、広報、番組制作などを行ってみてはどうかとの御提案についてですが、今回の補正予算でラジオを使ってのPR広告料を計上させていただいております。内容につきましては、移住・定住や子育て支援、イベント情報など、幅広く大町町の魅力度アップとなるオリジナル番組を10月中旬から来年3月まで週1回のペースで放送する計画をしております。

○議長（諸石重信君）

北沢議員。

○3番（北沢 聡君）

丁寧な御説明、大変ありがとうございました。

ラジオでもPRをされるということでございます。

ラジオ以外にもいろんな施策などがあると思いますけれども、ちょっと費用についてお伺いいたしますが、現在、総務省のほうより自治体による移住関連情報の提供や相談支援等への特別交付措置というのがございます。このような交付措置なども使ってやるということでしょうか。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

お答えいたします。

議員御指摘の自治体による移住関連情報の提供や相談支援等への特別交付税措置につきましては、今回のラジオを使つてのPR広報、それから6月に補正をいたしました移住・定住パンフレット作成、それと子育て情報誌への広告料を合わせて特別交付税の措置として要望することとしております。

○議長（諸石重信君）

北沢議員。

○3番（北沢 聡君）

ありがとうございます。

この特別交付措置ですね、これにはもちろん移住関連のパンフレットの作成やプロモーション動画の作成、ラジオによる移住発信広報番組制作もありますが、移住体験など就職支援、あと移住コーディネーターの設置なども一応措置の中に含まれております。今後、この部分については検討されていかれるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

お答えいたします。

この交付税を活用して、今後、移住・定住に向けてどういったことができるか、さらに検討を進めていきたいと考えております。

○議長（諸石重信君）

北沢議員。

○3番（北沢 聡君）

人口増のためにこの交付税措置をよく活用していただいて、大町町発展のためによろしく
お願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（諸石重信君）

ここで暫時休憩いたします。

午前10時 休憩

午前10時15分 再開

○議長（諸石重信君）

議会を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

7番三谷議員。

○7番（三谷英史君）

7番三谷でございます。質問は2項目ございます。

まず、1項目めでございます。

1項目めは、旧電車道の旭町トンネルがありますけれども、その安全性について御質問を
いたします。

昭和44年、杵島炭鉱閉山後、鉱害対象地区の家屋、地盤、農地の鉱害復旧工事、あと水害
対策、ボタ山の崩落対策など、いろいろな鉱害復旧事業がなされてきました。そのうち、旧
電車道の旭町トンネルにつきましては、これまで検討はされてきましたが、手つかずのまま
放置されております。議会におきましても幾度となく一般質問で取り上げられてきているよ
うですが、現在においても抜本的な対策を講じることなく先送りされた感があります。

昭和62年、議会で一般質問がなされていますが、その議事録を見ますと、議員からの安全
対策上、早急にトンネルを埋めるべきとの質問に対して、既に県議団、県農林事務所、そし
て本町、この三者でもって現地を訪問し、調査をし、種々検討はしているが、鉱害復旧事業
としては認められないため、どのような形で財源を捻出していくか、県の担当課で検討中で
あると、その当時の町長答弁があります。ところが、以後、手つかずのまま放置されている、

これが実態でございます。

今回、周辺住民から再度その安全性を心配する声が上がっております。これを受けまして、先般、執行部より調査をするとの説明を受けましたが、それを踏まえまして、次のとおり質問をいたします。

まず1点目といたしまして、これまでの検討の経緯についてお伺いをいたします。

2点目といたしまして、トンネル内部の現況、聞いた話によりますと、入り口の部分は一応封鎖されていて、片一方のほうは半分ぐらいまで埋められているということですが、内部が空間のままというふうな状況です。私も詳細に存じ上げておりませんので、今現在のトンネル内部の現況がどういう状況になっているのか、御質問をいたします。

それと3点目といたしまして、今お話ししましたとおり、今回、調査を実施するというところでございますが、その調査の内容についてお伺いをいたします。

そして4点目といたしまして、この調査結果を受けてどのような対応をするのか。

以上について質問をさせていただきます。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

三谷議員の御質問にお答えをいたします。

旭町トンネルについてでございます。

1点目のこれまでの検討経緯ということですが、まず、平成11年の調査時の記録によりますと、旭町トンネルは杵島炭鉱操業時において四坑、これは大町ですね、そして五坑が江北ですけれども、ここで採炭された石炭土塊を大町の選炭場まで搬送したり、坑内作業員の輸送目的で設置をされた軌道車トンネルであります。設置された年次は不明でありますけれども、昭和44年の閉山時まで稼働をされております。トンネル上部の土地については法人所有と、そして、そのほか当時の炭鉱の所有地や個人所有地については昭和44年の閉山後、昭和46年頃から所有権がほかの個人に移っております。

地下のトンネルとの因果関係を示す資料は町では確認をできておりませんが、当然、法律的にも所有権は地上権にも及ぶと思っております。当時の土地所有者の権利として、承諾があった結果、トンネル工事が進められ、稼働していたものと考えられます。

閉山当時、トンネル内の軌道施設は杵島炭鉱により撤去されましたが、トンネル自体はそ

のまま残されております。トンネル敷以外は町が寄附を受け、町有地として昭和54年に町道大町～江北線を新設しましたが、トンネル敷については町の所有とはなっておりません。

昭和63年に町の要請もあって、県事業で安全対策の一環としてトンネル内のかさ上げ埋立工事が行われ補強されており、当時の写真とか記録を基に1.7メートル程度埋め立てられていると推測されます。それと同時に、西側のトンネル入り口を土砂等により閉塞をされています。東側については一定の盛土を施してありますが、出入りは可能な状態になっています。そのため、今回の調査が可能であったと言えます。

過去の町や議会の動きとしては、確認できた範囲では昭和62年、平成16年、平成23年の定例議会において一般質問で取り上げられております。当時、町の回答としては、総じて町独自で対策を講じることは困難であるので、国や県に要望しながら補助金を探していくと答弁がされております。そして、平成6年に九州鉱山保安監督局による放置坑口の実態調査が行われ、平成9年に炭鉱の放置坑口閉塞事業には該当しがたい旨の回答がっております。

また、平成11年に県において鉱害復旧事業に該当しないか調査を実施されておりますが、炭鉱の採掘部分でないということで補助対象には該当しないということでした。

さらに、平成15年には県産業振興課に炭鉱放置坑口補修事業の補助を検討いただきましたが、これも坑道ではないということで難しいと判断がされております。

平成23年の一般質問に対する答弁では、炭鉱関連の窓口は平成18年の段階で全て終了しているという報告がされております。

今回、改めて鉱害復旧事業や防災の観点からも補助事業等を確認しましたが、この部分については県から対象事業はないとの回答がありました。したがって、相当以前から該当する事業、補助金、窓口はないというのが現状であります。

それから、トンネル内部についてですが、閉塞されていない東側の入り口から入って、私と職員で直接確認をしました。トンネル内部の土砂の崩落は認められず、岩盤の一部剥離はありましたが、岩盤自体が崩れている状況は確認できませんでした。トンネル内の鋼材のアーチ部分はH型のレールを利用し、約1メートル間隔で設置してあり、腐食はしているものの变形や外れ等は認められませんでした。天井や側壁となるコンクリート板は、箇所によっては外れているところが二、三か所見受けられました。ただ、外れたコンクリート板は見当たらなかったということで、これは想像ですけれども、埋立時、あるいはそれ以前に外れかかった危険な状態にあるコンクリート板を人為的に外した後に埋め立てられたのかなど

いうふうに思われます。また、コンクリートそのものには太いワイヤーが鉄筋代わりに埋め込まれており、粘弾性は保たれているように感じました。

それから、町道杉谷～旭町線の地下区間につきましては、トンネル東出入口から奥に70メートルから100メートル付近だと思われまますけれども、特別にコンクリートブロックのような石材で補強をされており、崩落、ひび割れ、抜け落ち等、異常は確認できませんでした。

また、御質問の調査の内容ですけれども、これは説明をしておりましたが、ラジコンカメラでの調査になりますけれども、その後、我々は入ったということになりますけれども、降雨時にトンネル内に流入する雨水の経路及び内部の影響、現状等の確認を8月21日に調査し、ラジコンカメラで一定の安全性を確認しましたので、直接目視による調査を行ったところです。トンネル内に流入した雨水による変状は見受けられず、さきに申し上げたとおり、溝や水路は補強のため、埋め立てられておりました確認はできませんでした。埋め立てた土砂にも変状はなく、一部水が10センチメートルほどたまっている箇所もありましたけれども、これは自然に地中に浸透しているものと思われまます。

今後の対応ですが、今申し上げたのはあくまでも我々の目視による現状報告と所見ということですので、まず、トンネル内部の状態を心配されている居住者2世帯の方に我々が得た情報を提供していきます。既に1世帯の方に説明、報告をさせていただいております。あとの1世帯の方にはアポを取っておりますが、まだ会えておりません。いずれも、個々の借地権、私権が絡むことですので、提供した写真等で御確認をいただき御自身で判断いただくことが肝要かと考えております。

町としましては、一部町道も関係しますので、道路管理の観点からトンネル内の確認を必要に応じ実施できればと思っております。閉塞せずに注視していくことにより居住者の不安払拭の一助になればと考えております。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

分かりました。周辺住民の方からの御心配事については、町としてぜひ努めて対応のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

質問の趣旨ですけれども、先ほど述べたとおり、昭和62年に一般質問をされております。そして、私も議会で一般質問をしたんですけれども、そのとき先輩議員といろいろお話をし、

そしてまた、当時退職された役場のOBの方ともお話をしたんですね——お話をしたといたしますか、一方的に説明を受けたんですけれども、当時の役場職員の方も我々がやり残した仕事という表現を使われるわけですね。ですから、その当時のことを知る担当者と、今、議員の方もいらっしゃいますけれども、あの当時、こういうことをおっしゃるんですね。当時、実のことは分かりませんが、そのお話では、佐賀県は江北町五坑のボタ山のボタを持ってきて埋めるところまで話がついておったと、そして、県としてもそういう方向で動いておったはずだということをおっしゃるんですね。ですから、その当時の認識としては安全対策上、トンネルを埋め立てるという方向で進んでいたのではないかとというふうに推測ができるわけです。

現在、今、封鎖されている状況ですから、車とか歩行者が自由に通行できるような状況じゃないもので、何か破片が落ちてきて事故があるということは想定しにくいんですけれども、やはりトンネルそのものの安全性ですね、今、町長もおっしゃったとおり、上には民家もありますし道路もあります。そして、高圧鉄塔もあるわけですよね。ですから、そういうことも当時もお話を聞いて心配されておりました。また、今回もお話をちょっとさせていただいたときにも、そういう心配をされておったんですよ。ですから、本当に安全なのか、いわゆる心配しているのは、何かの弾みで崩落する、そういうことがないのかどうかということをお心配しているわけです。

私も素人ですけれども、当時、ボタ山のトンネルですから、今現在の高度な技術、構造をもって造られたものじゃないという素人的な考えなんですよ。そして、当時、炭鉱とかで落盤の事故とかが結構あっていました。ですから、本当に大丈夫なのかと、あくまで素人ですけれども、やっぱりそういう個人的な心配があるわけですね。

そして、るる経緯を町長はお話しされましたけれども、あくまでも事業団にしる、国、県にしる、鉱害復旧の補助事業には該当しませんよということで、その安全性云々について言及されたところはどこもないわけですね。ですから、国、県、結局その責任とまでは言いませんけれども、あくまでも第一義的な責任というのは町が負うようになりますから、その辺を踏まえて、できるのであれば全体調査、どういう技術でもってやるのか、そして調査費用がどのくらいかかるのか分かりませんが、そういうのを検討していくべきではないかというふうに思います。

そして、先輩の諸氏は言いんさつとですけれども、ほとんどみんな高齢やっけん、死んで

しまうと分からんまんまの状態になってしまうんじゃないかと。やっぱりそのことを心配されておるけんですよ。ですから、その辺を踏まえて、繰り返しになりますけれども、安全対策上、何か全体的な調査ができないものかと、そういう質問ですけど、町長のお考えをお願いします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

当時の埋立てについては上部から泥を入れて、あの頃は余っているボタを入れて、それを利用して埋め立てたらどうかというふうなことがあったと、それを町のやり残した仕事だと思われている職員の方もいらっしゃったかも分かりませんが、これは責任の所在がどこかということだと思います。当然町に責任があると、そういうことになれば何とかいろんなことで考えていかにやいかなのかなというふうには思っています。ただ、先ほども申し上げましたけれども、個人的な借地で住まわれているということもあって、これは私権に関わることで、町がどこまで関わるかというのは非常に微妙な事案だと思います。

大雨のときに自主避難をされますね。これは自分で判断をして自主避難されます。そしてまた、急傾斜地の崩落についても自己負担4分の1を分担金として徴収させていただくという形で、自分が住まわれているところは自分なりに考えてされているものというふうに思います。

あと、安全かどうかということは、実際どこも言える人はいないと思いますけれども、安心かどうかというのは自らの判断になろうかなと思いますので、調査ということになれば、トンネルの上をほがして調査するとか、その厚みを調査——そこにボーリングして調査をするというのは非常に危険なことだろうと思います。

ただ、今回調査をして——30年前に埋立てがされているんですよ。その後、その上にこの崩落した土砂とかコンクリートの板とかは落ちておりません。そして、H型のレールについても外れたところはないということで、ほぼ30年前とあんまり変わらないのかなという印象を受けております。

そういう中で、その調査ということになれば、御存じだと思いますけれども、今、過疎計画の中に旭町トンネルということで掲載をしております。今まで相当前から掲載をされておりますけれども、あれについては補助金が見つかったときに大町町の負担の部分を過疎債で賅

いたいという意味があって、もし見つければそれを使いたいということで、ずっと今まで長年、掲載されていたというふうに考えますし、当時の答弁の中にもそういうことが言われているという記録はあります。だから、その責任の所在というのが非常に微妙なことだと思います。

ただ、崩落しているとかとなれば、それはもちろんいろんな形で安心・安全の面で考えていかなければならないと思いますけど、現在のところ、そういう状況じゃないということで判断をしたところでございます。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

高額な基金があった当時ですけれども、基金でもっていろんな形で高額事業をされているんですけれども、あの当時、あの基金があればこういうのは埋め立てていると私としては思うんですよ。確認は取っていないんですけど、一部そういうところがあるということやったですもんね。だから、結局その基金がなくなって財源がないからこういう形でもってなっているんじゃないかと、放置という言葉を使いますが——じゃないのかなというあれがあるんですよ。本来であれば、炭鉱が責任を持ってちゃんとやっておけばよかったものがこのままの状態になっていると。

町に責任があるのかないのかというお話ですけれども、家の件を含めて、家は個人なんですけれども、それはもちろん所有者の責任と、自分たちのことやけん、自分たちでやっていかんばいかんぼってんが、繰り返しになりますけれども、道路もあるし、高圧鉄塔もありますから、崩落したときにやっぱり大きな災害が及ぶんじゃないか。ですから、その安全対策という形で1回調査をするという方向で、やっぱりいろんな形で、国、県に対する働きかけも既にやられたということかも分かりませんが、それはあくまでも補助事業にするかどうかということも離れて、何か旧産炭地、国策として炭鉱をして、ボタ山と一緒にすよね、負の遺産ですよね。だから、今そういう形で問題を抱えているから、国、県に対してやっぱりお願いできないかという趣旨でもって調査とかというのができんのかなと。

そして、別にボーリングをしなくても——今は破壊せずに非破壊検査というですかね、それはトンネルやけん、できるかどうか分かりません。トンネル調査の技術があるのか分かりませんが、結構そういういろんな技術的なものもずっと日進月歩で出てきていますか

ら、その辺もできないのかということです。感想だけでも結構ですけど。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

この件については、先ほど言われた調査をする目的ですね。目的は何かと考えたときに安全性だろうということだと思います。その安全性をどう担保なり確認なりしていくかということです。目的は、トンネルを埋めるというよりもトンネルの安全性、住まわれている方の安全性だと思いますので、どのくらいかかるか分かりませんが、町が調査をして、例えば、安全だったならいいですけども、危ないですよとなったときにそこを町が埋めるかどうかの責任ですよ、私が言っているのはですね。万が一、安全性が保たれていないとなったときにあそこを埋めるかどうか。数億円かかるでしょうね。

私の考えでは、横に埋めるというのは考えられんとですよ。上からだったとして、びしっと詰まらんですよ。穴をほがして上から泥を入れると、これは締まらんけん、強度に関してはかなり厳しいのかなと思いますし、今1.7メートルほど埋め立てられていると言ったのは、多分ダンプなりブルドーザーなりが入る範囲のぎりぎりのスペースが空いているというふうに思います。あれを横から泥を詰めるということはほぼ不可能ではないかと。上から入れるとすれば、例えば、セメントのコンクリートを流し込むにしても、バイブレーターであそこを揺らしてそういう補強をするのかということだと思いますので、住まわれている方の安全性等を考えたときにはやっぱり移転をしてもらおうとか、そういう考えのほうに行くのが町のやり方かなと今のところ思っております。

先ほども申しあげましたけれども、町道の部分についてはアーチ型のレールと違う工法でその部分だけは補強をしてありますので、そこに変形なり、ひび割れなり、欠落なりが出た場合は、今言われたそういう調査をしていかんといかんのかなと思いますけれども、目視ですけれども、現在のところは認められないということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

現時点で町長の考えは分かりました。

また機会がありましたら、状況が変わりましたら質問をしていくかも知れませんので、よろしく願いいたします。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

2点目の質問をいたします。

中学部活動の在り方というタイトルの質問をいたします。

2022年12月に文部科学省から学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが示されております。その中で、2023年から3年間を改革推進期間として部活動改革を進めたい旨の方針が示されております。

そこで、中学部活動につきましては、全国的に地域移行に向けた検討がなされているようですが、本町はどのような方針の下にどのような体制で臨もうとされているのかについて、次のとおり質問をいたします。

まず1点目ですけれども、現在実施されている部活動について、各部活動ごとに外部指導者の活用などの指導体制、平日と休日が異なるのであれば、それも区分して具体的に各部活動ごとにどういうふうな指導体制になっているのかをお伺いしたいと思います。

2点目が地域移行に向けた検討、審議の状況。今、文部科学省がガイドラインを示して、そういうふうないろんな方針に向けて地域努力をするようにという形でもって、検討するように指示をしているかと思うんですけれども、その検討、審議の状況、方向性についてお伺いをいたします。また、それに当たって問題点、また障害となるような事項があるのであれば、それも含めてお伺いをしたいと思います。

3点目、今後の地域移行に向けて必要とする指導者が確保できるのか。これが私の質問のメインテーマですけれども、現在の指導者を活用するというのであれば、今、御苦労いただいております指導者の方は高齢者の方が多いかと思っております。そして、どうもその後継者なる人が育っているというふうな状況が見えませぬので、後継者の育成、養成、確保についてどのような考えを持たれているのかについて。

そして4点目ですけれども、私もこの前の6月議会で、直接じゃないんですけど、これに関連する質問の中で、教育長の答弁が何かよく分からないところがありましたので、それを再度確認するという意味で質問をします。

公教育、中学校教育というんですかね、中学校部活動の教育カリキュラムというんですかね、公教育の中での部活動はどのような位置づけになっているものか、これを3つに分けてお伺いします。

今やられている現在の部活動はどのような位置づけになっているのか。

そして今、部活動の中でも外部から指導者が入って活動されている部活がありますけれども、それと部活動の位置づけが同じなのか違うのかも含めて、どのような位置づけなのかということをお伺いします。

そして3点目は、今後、地域移行ということですがけれども、地域移行された場合、この位置づけはどうかと。いわゆる学校との関わり、もう完全に切り離されて、まさに地域に移行してしまうのか。

いろんな心配とか、その辺がありますので、そういうことを含めて、教育長のほうにお伺いをいたします。

○議長（諸石重信君）

尾崎教育長。

○教育長（尾崎達也君）

三谷議員の御質問にお答えいたします。

部活動につきましては、6月議会でも答弁させていただきましたように、部活動検討委員会を立ち上げ、外部指導者の方や校長先生を交えて、今後の大町ひじり学園の部活動の在り方について検討を重ねております。

部活動の地域移行については令和5年度から7年度の3か年で、まずは休日の地域連携や地域クラブ活動へ移行することとなっております。8年度は休日実施の部活動は地域に完全移行することを目指していますが、大町町といたしましては、文部科学省やスポーツ庁、文化庁の動向や他の市町の事例を参考にして、大町町に合った取組をしていく所存でございます。

1つ目の御質問である現在の指導体制ですが、学校側と確認し、令和5年度は部活動として取り組むこととしましたので、例年のおりの活動を行っております。現在、スポーツ部としては野球部、陸上部、バレー部、卓球部、剣道部がございます。文化部として吹奏楽部と美術部がございます。部活動で外部指導者として支援していただいているのは野球部、陸上部、卓球部、剣道部でございます。部活動として活動しておりますので、今年度は休日も

基本的には教員は指導に出ています。

2つ目の地域移行に向けた方向性と問題点、障害についてお答えいたします。

方向性につきましては、先ほど申しましたとおり、令和5年度から7年度の3年間で休日に部活動の段階的な移行期間と位置づけ、令和8年度に休日の活動は地域移行を目指します。

問題点、課題点は議員の3つ目の質問と重なりますが、責任の所在と外部指導者の確保でございます。地域移行、地域連携へ移行し、休日に外部指導者の方に指導をお願いすることになった場合には生徒を管理、監督していただくこととなりますので、何かあった際には責任を問われるということになる場合が考えられます。また、継続的に活動できるためには複数の外部指導者が必要ではないかと考えます。

以上、今のところ、責任の所在と人材確保が問題であり、課題であると考えております。

さらに、土日の指導を地域をお願いする場合、当然土日しか指導ができないので、土日に練習をしたいという指導者の要望が上がってくることは予想されます。そうなった場合、土日のいずれかを休みにするというスポーツ庁の指針が崩れることとなります。また、生徒の疲労具合によっては、学校生活への影響も懸念されるところでございます。

4つ目の御質問にお答えいたします。

現在の部活動は、中学校の学習指導要領総則に以下のように記されております。「教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。」とあります。このことにより、現在の部活動は学校が計画する教育活動として行われるものとして捉えています。つまり、部活動はあくまでも学校教育の一環ですので、原則として教員が指導することになります。外部指導者は教員の補助的指導となります。

地域移行された場合、学校は指導者と子供の頑張りや課題について情報交換を行い、お互いがよりよい指導に生かすよう連携をしていく必要が大事になってきます。これまでの部活動改革の流れから、地域移行というより地域連携が強くなっているようです。

例えば、バドミントンをしたいという生徒がいて、その声を聞いた、地域でバドミントンを楽しんでいる方が生徒を練習に参加させ、今では多数の生徒が地域の方とバドミントンを

楽しんでいるという事例もあります。

また別の事例を紹介しますと、大町には少年サッカーチームはあるのですが、練習日はなくてよいし、試合で遠征もしなくてもよい、しかし、サッカーを楽しみたいという子がいるとのことで、先月8月26日には地元の有志の方により新たなサッカーチームが立ち上がりました。このように、今ある地域クラブを活用したり、地域の方が子供の実態から新たに立ち上げたりするものが地域連携だと思います。

スポーツに関わる生徒の実態も変わってきております。現在、中学生の中には勝敗を競い合うことや技能の向上を目指しスポーツに取り組みたい子と、仲間とわいわい言いながらスポーツを楽しんだり、勝敗を競い合うことや技能の向上を第一とした活動とは少し距離を置いた環境の中でスポーツを楽しんだりする子と大きく2つに分かれてきているようです。前者の場合はサガン鳥栖ジュニアに代表されるように、そういう環境を選んで活動を行ったり、今入っている部活動で各種大会での優勝を目指して頑張ったりしています。このような子供の実態の中、後者の子供たちのための環境づくりも周りの大人ができればよいと思っております。前者と後者の環境整備を進めるために、今後、部活動検討委員会や遊ゆうスポーツクラブ等の諸団体と連携、協議しながら進めていきたいと考えております。

また、費用負担の面につきましても、他市町の状況等を参考にしながら検討していきたいと考えております。

終わります。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

ちょっとよく私が理解できていない。地域移行というよりも地域連携ということで教育長の答弁がありましたけれども、地域移行に向けてという文科省が出している方針に対して、地域移行というよりも地域連携という形でもって、今現在、文部科学省もそっちのほうに推奨しているかどうか分かりませんが、今、教育長のお話を聞けば、平日は平日で今までどおりやっていって、あと休日のことを地域のほうにお任せしますよと、そういう意味なんですかね。国の方針としては、県の方針か分かりませんが、祝日は子供たちの健康面を考えてやめるのどうのこうのという話もありましたが、何かよく分かりませんが、その辺はひとつ分からない部分があります。

まず、一つ一つ確認しましょう。平日の部活動はそのまま残すと、あと、土日を地域のほうにお任せするというので今後進もうというふうに考えているということではないですか。

○議長（諸石重信君）

尾崎教育長。

○教育長（尾崎達也君）

お答えします。

スポーツ庁の意向として、令和8年度以降、地域移行を完全に実施するというふうに考えているところです。ですから、平日は部活動としてまだ実施して、令和8年度以降、休日は完全移行というふうになっております。ただ、地域によっては、そういうふうに平日も地域移行にできるところは、順次、地域移行に取り組んでくださいという旨です。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

分かりました。

いずれにしろ、近い将来、地域移行にされるわけですね。近い将来というか、3年間ぐらい検討して、その3年間で体制をつくり上げて地域に移行するんでしょう。そいけん、急にはせんけんが云々で今の体制で看過しとって、自然に3年か5年たって体制が出来上がるわけじゃなかけんがですね。だから、それに向けて今から努力をしていかんといかんわけですね。質問になっていないかも——何かあれば。

○議長（諸石重信君）

尾崎教育長。

○教育長（尾崎達也君）

今のところ、明らかになっているのは令和8年度以降は完全に地域に移行するというだけでしか決まっておられません。以前のスポーツ庁とかの文言と少し変わってきておりますので。

ですから、先ほど答弁いたしましたように、今後もスポーツ庁、文化庁の意向、それと、他市町の動向を注視しながら大町町に合った取組を進めていくといったところです。

終わります。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

そもそも文科省が何で地域移行ということを出したかということは、今現時点で部活動に関しては、現職の先生たちが放課後いろいろ部活動指導をされているわけですよね。それで、働き方改革云々という形でもって、あまりにも負担が大きいから、それを切り離すとなっておるわけですよね。今現在、先生たちが部活動をされておりますけれども、その方々に何らかの形でその辺の報酬があるかどうかよく分かりませんが、授業が終わった後、長時間、あと土日も時間を割いてやっているけれども、無報酬でやって大変だとか何とか、そういうふうなマスコミの報道を目にしますけれども、結局そういうのを解消するためにやろうとしているというふうに考えるわけですね。大体全国的にそういうふうな認識があるみたいですが。

そうしたら、学校の先生たちは無報酬でいいかも分かんないですが、例えば、私は近い将来と思いますけれども、地域移行に向けてその体制づくりをしていかなばいかなけんが、今から指導者の育成、養成、そしてまた確保という形でもってやっていかなばいかなわけですよね。結構時間をかけてずっとやっていかなばいかな話なんですよ。何か教育長の答弁を聞きよったら、今はまだ大丈夫やっけん、何ばそがん一生懸命に言いよんさろうかと、こういうふうにしかなこえんとぼってんですよ、私は時間がなかつと思うわけですね。

今現在、部活動にも外部から指導に入ってきてあるわけでしょう。そして、主として外部指導者がやりよるといふふうに私は情報を聞いているんですよ。先生はただおんさっだけとか、それは違うかも分かりませんが、私が聞いたところがそういうことをその方はちょっと言われました。何かそんな状況だと。

要は、この部活動の指導者に限らず、今はほとんどボランティアでしていますよね。今度地域移行に向けて部活動の指導者という形になると、またボランティアでお願いするということになるかと思うんですが、そういうお考えだと思うんです。例えば、月に何回とか年に何回のボランティアと違って、今現在でもそうですけれども、ほぼ毎日行きよんさつですよ。そして、土日もいわゆる現実は練習試合だの対外的な試合とか何とかもずっとついていきよんさつですよ。そして、直接子供たちに接して指導をしよんさつわけですね。それで、今現在指導をされている方はそれでいいかも分かりませんが、後継者を確保するということが出来れば、幾らかのその辺のことを考えてやらんと、指導者の後継者はなか

なか育たんじゃないかというふうに私は考えるわけです。指導者がいなかったらそれは廃部になるわけですよね。大人の同好会のサークルと違うわけやっけんが、子供たちがやりたいということで集まって今現在活動をやっているのであれば、その機会を失わせんような形で体制整備を図るとというのが我々の責任だと思うんですけどもね。

ですから、繰り返しになりますけれども、そういうふうな指導者確保、養成、その辺の手当という形でもって今後検討していくべきではないかということで、最後の質問ですけれども、お願いします。

○議長（諸石重信君）

尾崎教育長。

○教育長（尾崎達也君）

繰り返しになりますが、そういったのも含めて、今後検討をしていかなければいけないというふうに思っているところです。

終わります。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

分かりました。

そうしたら、また機会がありましたら議論というか、質問をしたいと思います。どうもありがとうございました。

以上です。

○議長（諸石重信君）

お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前11時7分 延会